

立川市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 7 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 142 条の規定による。

立川市介護保険条例の一部を改正する条例

立川市介護保険条例（平成12年立川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～17 ……略……</p> <p><u>（令和8年度の保険料に係る減免の特例）</u></p> <p><u>18 第15条第1項の規定にかかわらず、市長は、令和7年度分の市町村</u> <u>民税が課されていない者であった第1号被保険者又はその属する世帯</u> <u>の世帯主及び全ての世帯員について、前2項の規定により令和8年度</u> <u>分の市民税が課されている者とみなされたものについて特に必要があ</u> <u>ると認めるときは、当該者に係る令和8年度の保険料に限り、当該者</u> <u>の申請によらずに減免することができる。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～17 ……略……</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。